

家畜衛生情報 No.12 令和2年3月9日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1

TEL 0173-42-2276

FAX 0173-42-6087

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称が変更されました

豚コレラ及びアフリカ豚コレラという名称は、風評被害を引き起こすおそれがあるとの意見があったため、豚コレラ及びアフリカ豚コレラはそれぞれ次のように名称変更となりました。

「豚コレラ」 → 「^{ぶたねつ}豚熱」又は「CSF」
「アフリカ豚コレラ」 → 「^{ぶたねつ}アフリカ豚熱」又は「ASF」



飼養衛生管理基準遵守の再徹底をお願いします！！

適正な飼養衛生管理の実施は、豚熱の感染防止はもとより、日本への侵入が警戒されているアフリカ豚熱の侵入防止のためにも必要です。

沖縄県の発生農場では、以下の項目が未実施だった事例が確認されています。豚熱、アフリカ豚熱等の家畜伝染病を発生させないよう、防疫対策を徹底しましょう。

- ☑ 防鳥ネットを設置しましょう
- ☑ 手指の洗浄と消毒をしましょう
- ☑ 畜舎ごとに長靴を履き替えましょう
- ☑ 食品循環資源は70℃で30分以上加熱しましょう

子豚舎用

母豚舎用



飼養している豚に異常が見られたら、すぐ連絡を！

つがる家畜保健衛生所（平日8：30～17：15）0173-42-2276

緊急用携帯（平日17：15以降、土日祝日）090-8788-7459

アフリカ豚熱発生時、予防的殺処分を実施することになりました

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正に伴い、以下の場合に発生農場又は野生いのししを確保した地点等を中心とした半径 500mから 3 km以内の区域の豚を、予防的に殺処分を実施することができるようになりました。

- ・他に手段がないとき
- ・予防的殺処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合

なお、予防的殺処分をした豚は評価額を算定し、国から手当金が支払われます。



飼養衛生管理基準が改正される予定です！

○主な改正項目は以下のとおりです

- (1) 家畜の所有者の責務を新設
- (2) 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設
- (3) 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
- (4) 衛生管理区域の考え方を明確化
- (5) 放牧制限の準備措置を新設
- (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入措置を新設
- (7) 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設
- (8) 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理の方法を改正
- (9) 更衣及び車両乗降の際の交差汚染防止措置を追加
- (10) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用を追加
- (11) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

○改正時期

今月（R2.3月）に公布し、一定の周知期間を設け施行

4月以降、改正内容の説明会を行う予定です